

## 仮想通貨の確定申告サービス過熱

### 収支計算ソフト提供や研究会発足 ユーザーと税理士のマッチングも



確定申告期を控え、ビットコインなど仮想通貨取引の申告問題をサポートするインターネットのまとめサイトや民間サービスが次々に誕生している。税理士も新たな顧客層となりそうな投資家をターゲットに、確定申告のPRに余念がない。「仮想通貨元年」と呼ばれた2017年は、急激な値上がりで一億以上稼いだ投資家を指す「億(おく)り人(びと)」が続出したが、国税庁から仮想通貨取引に関する所得の計算方法についての指針が公表されたことで、税金問題が俄然注目を浴び始めた。仮想通貨市場における記帳代行や確定申告をめぐる最前線の動きを追ってみた。

仮想通貨は流通量で有名なビットコイン、イーサリアム、リップル、ビットコインキャッシュ、モナコインなど、約1,400種類存在すると言われ、仮想通貨を売買する国内取引所も10社以上存在する。仮想通貨のレートは画一的ではなく、多くは取引所ごとの相対取引または取引所独自のレートでの販売であり、取引所ごとに価格が違う。そのため、複数の取引所を使っている人も少なくない。

仮想通貨を購入して持っているだけでは確定申告の対象とはならないが、他の通貨(円、ドル、他の仮想通貨等)へ換金し、利益が発生すると、確定申告が必要か否かを判断しなくてはならない。厳密には他の雑所得がある場合は合算して20万円超の判断が必要となることから、仮想通貨取引で利益が幾らあるのかを把握するのは不可欠といえる。

また、決済時点で価値が上昇している場合や売買回数が多ければ、その都度、収支計算の記帳が必要となるなど、仮想通貨の確定申告は意外に面倒だ。仮想通貨に関する所得税の確定申告が今年から本格化する今年、税理士も仮想通貨の知識がなければ対応が難しくなる。

週刊誌にも登場し、仮想通貨に詳しい税理士として知られる税理士法人ファッション・コンサルティング(代表=八木橋泰仁税理士・行政書士=写真、東京・千代田区)では、昨年末に引き続き、今年1



17日に2回目の「仮想通貨の基本と税金ー確定申告に向けてー」と題したセミナーを税理士向けに開催した。約50名の参加税理士の多くは仮想通貨取引の経

験者。ある税理士は、「顧問先から相談された場合、しっかり対応できるように知識の習得を目的に参加した」と話す。また、「時流に乗り確定申告ビジネスを拡大していきたい」という声も。

同事務所では、昨年10月より、仮想通貨の収支計算用のクラウドソフト開発を開始し、『クリプトリンク 仮想通貨取引収支計算・一括管理システム』として商品化した。確定申告に向けて、取引所ごとにバラバラな仮想通貨の収支計算が簡易にできるのが最大の特徴。使い方は、取引所の発行するAPIやダウンロードしたCSVデータを登録するだけ。あとはデータを統合して移動平均法による収支計算を行い、収支計算書をダウンロードして確定申告に利用する。また、①年間収支結果報告書②通貨別取引レポート③計算処理内容報告書といった各出力帳票で、スムーズな申告作業を可能にする。1年分の収支計算(平成29年度分)での利用料金は7,800円(税込)。平成30年1月分からは毎月500円(税込)でデータ保持・継続利用が可能となる。2月15日以降、正式版がリリースされる。さらに、リアルタイムに資産・収支状況を表示したり、スマートフォンのアプリ提供、法人・個人事業主向け会計データ連動といった機能も付加される予定だ。

さらに税理士を対象とした「仮想通貨税務研究会」も発足させ、仮想通貨の税務についての情報交換を行う。仮想通貨の税務については、「Chatwork(チャットワーク)を使ってお互いに疑問・課題等を共有し、解決し実行することで、期待に応えたい」(八木橋税理士)と語る。

入会メリットとして、事務所ノウハウや各種帳票等が活用できるほか、収支計

算ソフトの利用者とのマッチングサービス(紹介料無料)も。「当面、30会計事務所を募集する」(同税理士)としている。

一方、若手ベンチャーが昨年立ち上げた(株)Aerial Partners(代表取締役=沼澤健人氏=写真、東京・新宿区)では、仮想通貨税務に精通した税理士紹介と、仮想通貨取引の記帳代行システムをセットにしたインターネットサービス『Guardian』を提供している。同社は、複数取引所の収支計算、取引を時系列に整理する機能等を搭載した独自システムを保有。取引履歴照会のAPIを公開している仮想通貨の取引所では自動で収支状況を取得し、公開していない取引所にはダウンロードデータを集め、所得計算の代行をするが、その仕組みを『Guardian』認定の仮想通貨に精通した税理士に提供している。



さらに、このほど設立した(一社)日本仮想通貨税務協会(理事長=岡田佳祐公認会計士・税理士、東京・新宿区)において、税理士向けの仮想通貨講習等を実地。試験合格者に「認定仮想通貨税理士」の称号を与え、ユーザーの紹介を行う。税務申告者と税理士の間で報酬支払におけるエスクロー機能も提供していく予定だ。また、瞬時に100名以上の問い合わせがあったことから、一次募集を停止している「認定仮想通貨税理士」の募集を今年2月より再開する。

沼澤氏が起業したのは、昨年7月に開設したTwitterで500件以上の仮想通貨に関する税務相談が寄せられたことが背景にある。「仮想通貨取引で新たに申

#### INDEX

ソリマチ「会計事務所クラウド」が好調 … 2面  
日本相続知財センター 躍進の秘訣 …… 3面  
平成30年度税制改正ダイジェスト …… 4面  
会計データ標準化問題を考える …… 5面  
国も本気モード! 「事業承継対策」 …… 6面  
開業3年で急成長遂げる事務所 …… 7面  
スペシャル対談 「今春のIT補助金」 … 8面

告義務が生じる方は数十万人以上と推測され、それが集中したら、税理士も対応できなくなり、確定申告難民が大量に出てくる。計算の複雑さ・難易度もFXの比ではないため、解決できる仕組みを事業化した」(沼澤氏)。

『Guardian』は有料サービスだが、初回申込者は開始15分で100名となり、以後2回実施して累計で500名を超えたことで、現在、受付を一時停止している。

このほか、中小企業や会計事務所経営支援する「経営財務支援協会」(代表取締役社長=高橋章氏、東京・新宿区)でも、税理士とその顧問先経営者を対象に仮想通貨の確定申告ツールを提供し始めた。取引の履歴を入力するだけで、簡単に確定申告に使える「仮想通貨収支計算書」が作成できるエクセルシートで、最大5種類までの仮想通貨収支計算が可能。移動平均法と総平均法で有利な計算方法が一目でわかる。「確定申告の添付資料として多くの税理士に活用して欲しい」(同協会)としており、価格は1ユーザーあたり1万円(税別)。会計事務所など大口ユーザー向けは、5ユーザー分3万円、10ユーザー分5万円(いずれも税別)。

そして、会計クラウドベンダーのfreee(株)(代表取締役=佐々木大輔氏、東京・品川区)でも、クラウド会計freeeに2月以降、新機能を追加し、仮想通貨の確定申告に対応させる。

ただし、1月に多額の仮想通貨流出が発生したコインチェックの事件等もあり、「顧問先には仮想通貨での資金運用を勧めたくない」(都内税理士)のように、あえて手を出さない、出させない税理士も。

いずれにしても、こうした新しい金融については、税専門家として慎重に事を見極めて動く必要があると。

## フィンテックを支援する税理士の会

今や切っても切れない関係になってきた会計業界とフィンテック。前号(60号)で伝えた「フィンテックを支援する税理士の会」の活動に熱い視線が注がれている。

マイクロソフト出身の税理士、杉山靖彦氏が代表を務める同会は、フィンテックを学びそれを利用していく団体として発足。フィンテックによるイノベーションの変革は、会計事務所業界にも多大な影響を与え、記帳代行が徐々になくなっていくとした見方もあり、戦後最大の税理士業界の変化が訪れそうだ。

毎月訪問しても記帳代行が無い、社

## 「フィンテックとどう付き合っていくのか」3月19日にセミナー開催

長と話す事もない状況に何の手も打たないのであれば、月額顧問契約が解除されるのは、時間の問題と言える。もちろん記帳代行全てが無くなることはなく、現金が全部なくなるわけでもない。

しかし今まで通りの会計事務所経営では税理士業務は成り立たなくなると言っても過言ではない。

この大きな変化を時系列で追っていくと次のような経過が予測できる。

- 1.銀行預金データの自動仕訳化・・・進行中
- 2.カードやスマホによる支払いの増加・・・進行中
- 3.現金データの自動仕訳化・・・1~2年後

4.税理士との顧問契約がスポット契約に変更・・・2~3年後

5.記帳代行メインの税理士の終焉

すでに、会計クラウドメーカーや会計事務所専用システムメーカーの自動仕訳は、昨年末からデータ等の読み取り精度を高めた第2世代型と言われるものへと進化し、このままでは税理士に顧問を依頼しなくても申告できるという個人や、申告だけを税理士に頼むという法人が一気に増える可能性がある。

しかしながら、フィンテックの流れを堰き止める事は恐らく不可能で、むしろこの潮流を活かして顧問先を獲得することが今後の事務所繁栄の鍵と言える。そ

れにはまずフィンテックとは何かを知ることが重要だ。

そこで、フィンテックを支援する税理士の会では3月19日に「今さら聞けない会計事務所のフィンテック」をテーマにセミナー(無料)を開催する。フィンテックに関心のある税理士にぜひ参加して欲しいとしている。

申し込みは新聞同梱チラシにて。開催日:2018年3月19日(月) 時間:①13:30~14:30

②15:30~16:30  
会場:未定(都内:千代田区)  
お申込み:メール(zeikai@zeikai.net) またはFAX(03-6261-6316)